

## 鹿沼市新庁舎整備基本設計業務委託 公募型プロポーザル実施要領

### 第1 業務の概要

#### 1 業務内容

##### (1) 業務名称

鹿沼市新庁舎整備基本設計業務委託

##### (2) 趣旨

現在の市庁舎は、耐震性の不足、建物・設備の老朽化、防災対策、などの課題を抱えている。新庁舎の整備は、「新庁舎整備基本計画」「オフィス環境等調査結果」を踏まえ、災害に強く、効率的な行政運営が行える「安心・安全で市民が利用しやすい庁舎」とする。

設計にあたり、総事業費60億円以内を堅持しつつも、鹿沼らしい新庁舎とするために、実績ある設計者から優れた提案を募る。

##### (3) 業務内容

鹿沼市新庁舎の基本設計（地質・地歴調査、敷地測量、アスベスト調査、市民会議等への同席・資料作成・運営支援、建築設備設計、外構設計、既存庁舎解体設計を含む）。

##### (4) 施設の場所

栃木県鹿沼市今宮町1688-1（本庁舎及び東館）

##### (5) 発注者

鹿沼市長 佐藤 信

##### (6) 業務規模

ア 建物規模 新館の利用を前提に、新館を含む延床面積12,000㎡程度。ただし、基本設計にて、全館建替えとのトータルコストによる比較検討を行う。また、新庁舎建設の目的を果たせる範囲での面積削減を検討する。

来庁者駐車場台数 150台（本庁舎敷地で120台、東館敷地で30台。議員用を含む。）

イ 概算工事費 約50.0億円（本体工事費、消費税及び地方消費税を含む）

以下の費用は含まない。

仮庁舎費（必要な場合）、現庁舎解体工事費、外構工事費、各種調査費（地質・地歴調査、敷地測量、アスベスト調査）、設計監理費、移転費、備品購入費

ウ 全体事業費 約60.0億円（消費税及び地方消費税含む）

エ 業務委託料

契約限度額60,000千円（消費税及び地方消費税含む）

##### (7) 計画概要

現庁舎敷地にて、現庁舎を利用しながらの建替え計画である。仮庁舎設置の有無は、提案による。提案に際して、工事中の利用安全、駐車場等、利便性の確保には十分配慮のこと。

##### (8) 履行期間

契約締結日から平成30年9月30日まで（8か月間）とする。

##### (9) 実施設計予定期間

本業務完了後引き続き、随意契約にて実施設計を請負うものとし、期間を約12か月間とする。  
※詳細なスケジュールは、基本設計方針の中で決定する。

### 2 参加資格

#### (1) 次の要件をすべて満たす企業とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく鹿沼市の入札参加制限を受けていない者であること。

- イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、1級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ウ 平成29年度鹿沼市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、かつ建築設計コンサルタントに登録されていること。
- エ 鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- オ 過去20年以内に、延べ床面積3,000㎡以上の庁舎の新築工事に係る建築設計業務の元請実績があること。

### 3 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者<sup>※1</sup>、意匠担当主任技術者<sup>※2</sup>、構造担当主任技術者、設備担当主任技術者を各1名配置する。
- (2) 管理技術者<sup>※1</sup>は、次の要件をすべて満たすこと。
  - ア 参加表明書及び技術提案書の提出企業の社員とすること。
  - イ 1級建築士取得後13年以上で、2(1)オに掲げる庁舎建築に関する設計実績を有すること。
- (3) 意匠担当主任技術者<sup>※2</sup>は、次の要件をすべて満たすこと。
  - ア 参加表明書及び技術提案書の提出企業の社員とすること。
  - イ 1級建築士取得後8年以上で、2(1)オに掲げる庁舎建築に関する設計実績を有すること。
- (4) 構造担当主任技術者は、構造設計1級建築士を望むものとする。
- (5) 設備担当主任技術者は、設備設計1級建築士を望むものとする。
- (6) 構造担当主任技術者、設備担当主任技術者は、協力企業の社員とすることができる。
- (7) 参加表明書及び技術提案書の提出者又は協力企業<sup>※3</sup>が、他の参加表明書及び技術提案書の提出者の協力企業となっていないこと。
- (8) 業務の一部を再委託する協力事務所が鹿沼市の建築関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格者である場合には、当該協力企業が指名停止期間中でないこと。

※1 「管理技術者」とは、業務の管理及び統轄を行なうもの。

※2 「担当主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うもの。

※3 「協力企業」とは、業務の一部を再委託する際の事務所をいう。

### 4 基本設計者特定までのスケジュール

		内 容	日 時
一次審査	参加表明書等提出	実施要領等の配布	平成29年10月 2日（月）午前9時から
		参考資料の配布及び閲覧	平成29年10月24日（火）午後5時まで
		参加表明書等に関する質問書の受付期間	実施要領等の配布日から 平成29年10月10日（火）午後5時まで
		質問書の回答	平成29年10月16日（月）
		参加表明書等の受付期限	平成29年10月24日（火）午後5時まで
		一次審査	平成29年10月27日（金）
		選定・非選定通知書の発送	平成29年11月 2日（木）
二次審査	技術提案書提出	技術提案書の受付開始	平成29年11月 2日（木）
		技術提案書に関する質問書の受付期間	選定結果の通知日から 平成29年11月10日（金）午後5時まで
		質問書の回答	平成29年11月17日（金）
		技術提案書の受付期限	平成29年12月22日（金）午後5時まで
		プレゼンテーション、ヒアリング及び二次審査	平成30年 1月 9日（火）
		特定・非特定通知書の発送	平成30年 1月19日（金）

## 第2 担当部局

(提出先及び当該業務全般に関すること)

鹿沼市 財務部 庁舎整備推進室  
〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1  
TEL 0289(63)2481  
FAX 0289(63)2224  
メールアドレス chousyaseibi@city.kanuma.lg.jp

## 第3 参加表明書

### 1 参加表明書の作成方法

別添「参加表明書作成要領」による。

### 2 参加表明書の失格

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は失格とすることがある。

### 3 提出方法

(1) 10部を持参すること。

(2) 土曜日・日曜日及び祝祭日(以下「休日等」という)を除く午前9時から午後5時まで  
(ただし正午から午後1時までを除く)

### 4 提出期限：平成29年10月24日(火)午後5時まで

## 第4 質問及び回答

### 1 説明書の内容についての質問は、質問書(様式第10号)により行うものとし、電子メールにて質問書を送付(添付)すること。電子メールを送信した際には、その旨、電話にて連絡をし、受信を確認すること。なお、質問書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記するものとする。

(1) 質問の受付担当課：第2に同じ。

(2) 質問の受付期間：平成29年10月 2日(月)午前9時から  
平成29年10月10日(火)午後5時まで(休日等を除く)

### 2 質問に対する回答は、平成29年10月16日(月)午後5時までに、下記の方法で行う。

(1) 電子メール：質問を送信したメールアドレス宛に回答を送信する。

(2) ホームページ：回答を送信した翌日までに、鹿沼市ホームページに掲載する。

(3) 質問回答は、各社からの質問とその回答をまとめて記載する。

## 第5 技術提案書の提出者を選定するための基準

### 1 設計事務所の委託業務に対する履行能力

(1) 技術者数及び有資格者数等から判断される組織力

(2) 事務所の業務実績

### 2 受託した場合の設計実施体制の能力

(1) 配置予定技術者の資格

(2) 配置予定技術者の業務実績

(3) 配置予定技術者の経験年数

### 3 参加表明書の無効

提出書類について、記載内容に相違等がある場合はその項目を無効とすることがある。

### 4 技術提案書の提出者の選定数

技術提案書の提出者を5者程度選定する。ただし、同評価の者が5者を越えて存在する場合はこの限りではない。

第6 技術提案書の提出者の決定及び通知（第一次審査）

- 1 市長は、参加資格を認めた者のうちから、鹿沼市新庁舎整備基本設計者選定審査委員会（以下「審査委員会」という）の選考を経て技術提案書の提出を要請する者を決定する。
- 2 市長は、1の決定を受けた者に対し、技術提案書の提出の要請をするものとし、技術提案書の提出を要請しないことを決定した者についても、書面によりその旨を通知する。
- 3 技術提案書作成要領など必要な資料については、今後の審査委員会で審議決定した後に選定された者に配布する。

第7 非選定理由に関する事項

技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）について書面（非選定通知書）をもって、鹿沼市財務部庁舎整備推進室から通知する。選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

第8 技術提案書の提出方法及び提出期限

- 1 提出方法
  - (1) 10部を持参すること。
  - (2) 休日等を除く午前9時から午後5時まで（ただし正午から午後1時までを除く）
- 2 提出期限：平成29年12月22日（金）午後5時まで

第9 技術提案書を特定するための評価基準

- 1 業務実施方針及び手法  
業務への取組体制、設計チームの特徴（協力体制・業務分担体制等）、特に重視する設計上の配慮事項（ただし、特定のテーマに対する内容を除く）等について、的確性・独創性・実現性等を総合的に評価する。
- 2 特定のテーマに対する提案  
提案の的確性・独創性・実現性等を総合的に評価する。
  - (1) 特定テーマとする4つの課題
    - ア だれもが使いやすい庁舎を実現する配置及び施設の考え方について
    - イ 周辺の自然環境、歴史・文化環境など“鹿沼市らしさ”を踏まえたデザイン、環境配慮及び防災拠点の考え方について
    - ウ 安全性や快適性などを確保しながら、更なる整備規模や庁舎機能のコンパクト化、維持管理等のライフサイクルコスト縮減の実現に向けた考え方について
    - エ 庁舎設計の経験を活かした鹿沼市新庁舎に対する独自提案について
- 3 取組意欲、業務の理解度  
ヒアリング内容を踏まえ総合的に評価する。

第10 技術提案書の特定及び通知（第二次審査）

第一次審査を通過し、技術提案書を提出した者について、第二次審査において審査委員会が技術提案書の審査及びヒアリングを実施し、最も適した設計者を特定する。ヒアリングの詳細は、別途通知する。

第11 非特定理由に関する事項

提出された技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）について書面（非特定通知書）をもって、鹿沼市財務部庁舎整備推進室から通知する。選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けない。

第12 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

第13 支払条件

前金払い 「鹿沼市業務委託契約書」第23条による。

第14 その他

- 1 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 2 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、当該者に対し本市発注の他の業務に対する指名停止処分を行うことがある。
- 3 本件業務を受注した建築関係建設コンサルタントは、業務完了後に引き続き、随意契約にて実施設計を請負うものとする。
- 4 本件業務を受注した建築関係建設コンサルタント（再委託先である協力企業を含む。以下同じ）及び本業務を受注した建築関係建設コンサルタントと資本又は人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。
- 5 参加表明書は返却しないものとする。また、特定された技術提案書は返却をしないが、特定されなかった場合に、技術提案書の返却を希望する場合はその旨を申し出ること。また、提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- 6 参加表明書及び技術提案書の提出後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 7 技術提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- 8 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかったものは、技術提案書を提出できない。